

**民間化政策・コンセッション方式の具体的検証と地方自治体での活用 (4)**

安倍政権は、社会資本の整備、維持更新等に「コンセッション方式」の活用を拡充する姿勢を示している。これまで本ニュースでフランス、アメリカ、英国を概観したが、最後にドイツを概観する。

ドイツでのコンセッションをはじめとした PPP の取組みは、他の国に比べると比較的新しい段階にある。その理由は、ドイツでは今日も含めて公共サービスの提供主体として、国や地方自治体の公的機関や公社等の外郭組織を中心とする制度が主体となってきたことによる。そうした中で、1990年代中頃に、EU との制度の協調や旧東ドイツに対する経済支援の必要性から行財政改革や公的部門のスリム化が活発化し、ドイツ連邦の長距離道路に関してコンセッション方式を導入する流れがつくられている。その後、コンセッション等 PPP に関する検討が連邦政府を中心に進められ、2008年に PPP に関する基本（促進）法が制定され、それを受けてコンセッション事業等を具体的に展開するための規制緩和政策が行われている。ドイツのコンセッション方式導入のスタートとなった上記の道路部門では、①通行者から通行料金を収受することを民間企業に認める形態で運営されるケースと②一部の通行料収受と行政からのサービス購入対価の受け取りの両方から運営されるケースなどから構成されており、今日では行政の間接部門や教育部門等にも少しずつ広がりつつある。しかし、ドイツのコンセッション方式がフランスや英国に比べて活用範囲や事例数が限定的であることは否定できない。

ドイツのコンセッション方式の法的定義づけは、PPP に関する基本法や公共調達近代化法等によって明確されており、具体的には「工事履行契約の一種として、民間事業者が施設等を建設する見返りとして、報酬の代わりに当該施設を一時的に利用する権利を認め、必要に応じて行政から追加の対価支払いを行うもの」となっている。以上からドイツのコンセッション方式に関しては、①行政と民間事業者間の新設・更新等工事に関する契約であること、②完成した施設に対して一定の期間、民間事業者の使用権を設定すること、③民間事業者は当該施設の利用者からの料金収入によって採算を確保することを基本とし、必要に応じて行政からの公共サービス購入対価を得ること、などを要件として上げることができる。以上から、ドイツのコンセッション契約において、民間事業者側の権利としては新設・更新等で建設した施設等インフラの使用権を一定期間取得することができる点があり、その使用権についても「特別で包括的な権利」として設定されている。一方で義務としては、適切に施設等を維持管理・運用することであり、行政に対する様々な通知義務も課せられている。なお、コンセッションの中心となる利用料の設定・見直しについては可能なものの、行政機関との協議が基本的に必要となっている。

ドイツのコンセッション契約では明確な法規定の根拠がない領域が多いものの、契約モデルの類型が取得・リース・請負・ライセンス型等で示されている。ライセンス型契約とは、新規・更新等で建設した施設等の社会インフラについて所有権は行政側が持ち、民間事業者は一定期間の使用権設定によって、利用者から利用料等を徴収し公共サービスを提供するコンセッション方式となっている。

ドイツでコンセッション方式が他国に比べて活動領域が限定的な理由のひとつとして、公法人や NPO 法人等の非営利法人活動が活発なことがあげられる。地域のインフラ整備・運営を行うために発達してきた公的な事業者が多く、当初から地方自治体が 100%出資でインフラサービス会社を設立し事業を拡大する形態、民間事業者のインフラ事業を地方自治体が事業継続・拡大のために買取った例などその形態は多様に存在する。複数の事業会社を吸収合併して総合的なインフラサービス会社として発展した場合もある。また、例えば、ドイツのエネルギー供給事業（電力供給・地域熱供給等）では、単にエネルギーを製造し供給するのではなく、地域住民に対して政策そして事業による効果の「見える化」を展開している点が重要となる。具体的には、地域のエネルギーを活用することで地域内循環がいかに厚くなり、地域のエネルギーポテンシャルの評価がどれだけ改善したか、個々の家庭のエネルギーポテンシャルを明示し、地域への貢献の構図を示す等住民に身近にかつ継続的に「見える化」している。事業が住民生活の一部となり関心が高まることにより、新たな事業展開に必要な資金を住民参加で調達することも可能にしている。さらに、地域ベースだけでなくドイツ連邦ベースで活動する NPO 法人が多いなどから、ドイツの公共サービスのパートナーシップは、公法人や非営利法人で広範に活用されていることが指摘できる。